

# 陶町歴史ロマン14



## 11、続 明治の新行政

### (4) 新自治制度

明治5年(1871年)に江戸時代から続いた庄屋制(庄屋・組頭・百姓代・5人組)を廃止し村には戸長・副戸長を置きました。

明治4年(1870年)に施行された地方制度(大区小区制度)で、府県の下に大区をおき、大区の下に小区をおくものである。大区には区長、副区長をおいた。小区には戸長と副戸長をおき、これには江戸時代の村役人(庄屋・名主)や町役人(年寄など)、大庄屋などの経験者を任命した。区の名前には数字を用いた。

猿爪村の初代戸長は曾根庄兵衛である。

県一大区一小区の編成となり、恵那郡は十二大区(土岐郡は十一大区)となりました。十二大区は十一の小区に分けられ、猿爪・水上・大川は第三小区に入りました。同じ第三小区には田代・吉良見・阿妻・原・小泉・大船・野志・釜屋・杉平・門野・上田・大栗・田良子を加えて16ヶ村が入りました。

猿爪村井の平の某さんの住所は「岐阜県十二大区第三小区猿爪村井の平」ということになります。郵便番号みたいでいいかも…。

猿爪村は明知遠山領でしたから十二大区(恵那郡)で普通ですが、水上村・大川村は小里領で、その後天領でしたから十一大区(土岐郡)の方が普通のような気がしますが、これは、かつての領地が飛び地になっていたので地理的要件を考慮し調整した結果だと思われれます。(例:瑞浪の神籠村等岩村藩の領地を十一大区(土岐郡)に入れた。)または、明治となる6年前(1861年)に曾根庄兵衛が猿爪村に開窯したことにより、水上村の小木曾増右衛門が原料処理(水車による千本杵つき)を始めるなど水上村・大川村も陶磁器産業により猿爪村と強い結びつきができていたということかもしれません。

戸長・副戸長の大仕事はまず明治5年の「壬申戸籍」と呼ばれた戸籍簿の作成と、もう一つの大仕事は明治6年の「地租改正」であったことは、前回(歴史ロマン13)述べたとおりである。

各村は協議会を開催し、上部機関からの指示事項を村民に伝達するとともに、隣近所でもめ事が起きないように、村の共同生活を円滑に営むため事細かに禁止事項(勝手な山林への入山・我田への水引き・立小便の禁止など)を村民に示すのが主な仕事であった。

この協議会は、月1回の開催が原則だが農繁期は避けて行われたというから村民のほとんどは農業従事者だということでしょう。

明治12年には恵那郡役所が、中山道の大井宿旧本陣に置かれ山村良貴が郡長に任ぜられた。この地域からの届出・陳情などは大井まで赴くことになる。車の無い時代であり、徒

歩で大井まで赴くことは決して楽ではないが、江戸時代に水上村・大川村の人が笠松まで赴いたことに比べれば楽だったと思われる。またこの年、最初の県会議員選挙が行われたが、各戸長による地盤都合で候補者選びが行われた選挙であったという。

町村を独立の行政区とすることは、単位としてはあまりに小さいので、明治 17 年「区長



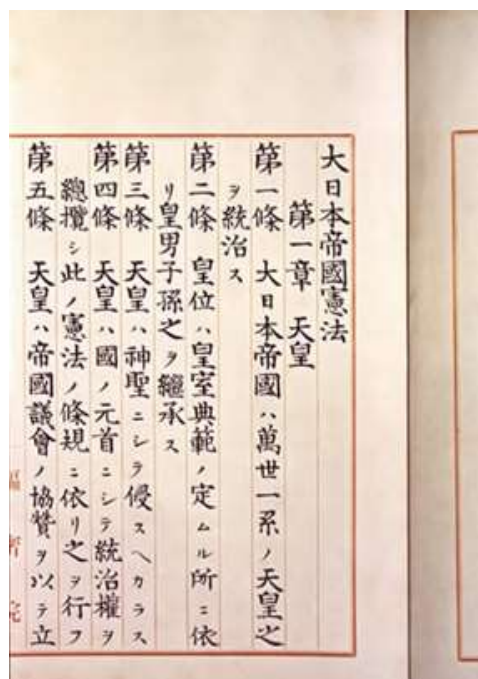
村会法」が改正されて数ヶ村が連合して町村会を組織することになりました。猿爪村の場合、猿爪・水上・大川・吉良見・大泉・大田・阿妻の七ヶ村を 1 組として「猿爪村外六ヶ村組合」が組織されました。初代の官選戸長は森井彦十郎である。

政府は常設の役場、戸長を目指したのでした。

明治 21 年には市制および町村制を公布して、それまで戸長と呼ばれていた自治体の長を町長・村長と呼ぶことになりました。明治 22 年 10 月の猿爪村外六ヶ村組合の初代村長が永井園次郎である。彼は教員出身であるが、この村長就任後は地方自治に長く携わって、陶を語る時にはなくてはならない存在である。

この年の 2 月には『大日本帝国憲法』が發布され、「猿爪村でも戸長のお達しで工場はどこも 1 日休みにして、日の丸の旗を掲げてこれを祝った。」との記録があります。しかしながら、このお祝いも外国人（ベルツ）の日記には「なんと滑稽な事か、誰も憲法の内容を知らない。」と記されています。笑い話で「憲法発布」を「絹布（けんぷ）法被（はっぴ）」と勘違いして、お上から絹の法被が頂けると勘違いした輩もいたそうです。猿爪の村民もなぜ休みなのかはよく理解できないが、とにかく休みだと喜んだのではと思います。

少し時代は先登りますが、曾根 100 年史でも王政復古のお布札が真新しい檜板に墨書で出された時に、「この猿爪村に何が書いてあるか分かる人が何人いるだろうか。「権令がふれ出しゃ、角字で詠



めぬ。三度に一度は聞かねばならぬ。ズンベラ、ズンベラ。」と唄になった。」とあります。

まだ多くの国民は文盲でしたからしょうがないことです。

明治 23 年には憲法に基づいて帝国議会の衆議院選挙がありました。ただし、猿爪外 6 ケ村の有権者はわずかに 16 名（人口の 0.6%）しかいません。各村に 2~3 名しか有権者はいないこととなります。有権者は国税 15 円以上の納税者で、25 歳以上の男子に限られていましたから、村の有力者のみに選挙権があったということとなります。ちなみに有権者比率は全国平均でも 1.1%であったといえます。

明治 27 年猿爪村外六ヶ村組合は分離し、猿爪村外二ヶ村と吉良見村外三ヶ村が各々の組合を組織した。

明治 29 年には郡界変更法が公布されて、猿爪・水上・大川の三ヶ村が合併して陶村となりました。恵那郡陶村の誕生です。ここに初めて「陶」という地名ができたのです。

陶という地名は、永井園次郎が、これといった産業のない村に、曾根庄兵衛が中心となって陶磁器産業を持ち込んだことにより、村民の生活も豊かになった。地元産業の陶磁器＝須恵器（すえき）の恩恵を大事にして、将来の発展を願う気持ちを込めてつけたという。

以降、陶村は昭和 7 年の町制施行により陶町になるまで恵那郡陶村として存続し、猿爪・水上・大川の地名は字名として残ることになりました。

#### （5） 明治初期の人口

右の表から明治初期は猿爪・水上・大川はほぼ横並びで大差はなかったのですが、その後の猿爪の戸数増加が著しいことが分かります。これは曾根庄兵衛の始めた陶磁器産業により、近隣から相当な人口流入があったと思われます。また、水上・大川は戸数の増加以上に人口が増えていることが分かります。これは各戸が戸長（家族の長）のもとで分家することなく数世帯が同居していながら陶磁器産業を支えたと考えられます。

【明治初期の人口】

		明治		
		元年	12年	17年
猿爪	戸数	79戸	86戸	143戸
	人口	303人	379人	480人
水上	戸数	86戸	86戸	97戸
	人口	327人	407人	485人
大川	戸数	74戸	77戸	83戸
	人口	321人	361人	421人

また、雑誌「小里川ダムのふるさと」によると明治初め現山岡町の馬場山田村 232 戸・1,121 人、同上手向村 130 戸・618 人、同下手向村 109 戸・446 人、同原村 89 戸・409 人とありますから、陶の人口は陶磁器産業が始まったばかりで、近隣に比べてまだまだ小さな村であったことが分かります。

#### （6） 兵役

江戸時代は武士以外が武器を持って戦うことは禁じられていた。明治 6 年「徴兵令布告」により『国民軍』が編成されることとなった。即ち戸籍簿より一定の年齢に達した男子は全て「国民軍人員名簿」に登録されるのである。

「徴兵・懲役 一字の違い（兵と役）で、腰にサーベル、鉄鎖」などと唄われ、徴兵逃れの養子縁組、分家他家への入籍などが続出した（家を継ぐ責任のある長男は兵役を逃れることができた。）ことにより、新政府は、徴兵検査を受ける際には戸長、又は副戸長を付き添わせ、徴兵制の重要性を村民に認識させるとともに、徴兵回避の風潮を牽制させたのである。

この時、猿爪村より永井万次郎が名古屋第3分営に入営の記録があります。

明治7年に新政府の方針に不満を持つ西国地方の元武士達が反乱を起こし（佐賀、熊本、秋月、萩と連続的に起きた）、明治10年には西郷隆盛が決起した西南の役が始まった。政府軍（官軍）に瑞浪市からも土岐村を中心に10数名が出征している記録がある。陶からも水上村の永井金九郎が出征して名誉の負傷を負ったとの記録がある。

冊子「故郷みずなみ」には、釜戸村から西南の役に出征し、西郷隆盛の最期を見届けた兵士は後年、孫に何度も何度もその時のことを言い聞かせたことを紹介しています。孫も「おじいちゃん、その話はもう聞いた。」とは言わずに優しく聞いてあげたそうです。話の内容に対する詳しい記述はなく、政府軍勝利に貢献した自慢話だったのか、勝っても負けても味わう戦争の悲惨さだったのか…。

明治新政府は西南の役を鎮圧・勝利したことにより、新政府の制度改革が軌道に乗り、新方針・新政策が自信を持って進められることになった。この自信は、ハード・ソフト両面の近代化を推し進めたが、一方では軍国主義に繋がり、朝鮮出兵・日清戦争へと向かわせることにもなったのも事実であろう。

#### （7）永井園次郎

陶の明治維新後の行政を語る時に登場するのは猿爪村初代戸長（江戸期は庄屋）曾根庄兵衛と猿爪・水上・大川の三ヶ村が合併して陶村が誕生した時の初代村長永井園次郎である。曾根庄兵衛については「陶町 産業の夜明け」で取り上げているので、永井園次郎について少しばかり述べたいと思います。

彼は文久2年（1861年）生まれで昭和15年（1940年）まで生きた人物である。

明智騒動（慶応2年）の際の猿爪村庄屋中村九郎右衛門（首謀者として国許追放の厳罰を受ける）の長子である。

明治21年、猿爪小学校の首席訓導（教諭）であった園次郎は27歳で猿爪村長になっている。今でいう青年村長であった。明治30年に猿爪・水上・大川の三ヶ村が合併して陶村となると初代村長として敏腕を振るった。明治から昭和初期までの激動の村史・町史に携わった主要人物



右が永井園次郎



の一人である。

明治 32 年には恵那郡会議員、明治 34 年には岐阜県会議員を務めています。

大正 7 年に富山県を皮切りに全国に広がった米騒動（好況で米の消費量の増加が続いた事に加え、大戦の影響によって米の輸入量が減少した事も重なり米価が暴騰した事による暴動事件…女一揆とも呼ばれた騒動）の騒乱になった際には、陶村にも村民が大挙して押しかけて来たことがあった。

園次郎は自著「陶町史」の中で次のように回顧している。

『大正 7 年 6 月 北陸富山市に起った米騒動は、たちまち全国に波及し、米価暴騰、究民不安の危機に乗じ、いたる所に米商を襲い、豪農を脅かし、放火略奪・人畜殺傷の惨事が演ぜられた。我が陶村の如く常に多数の労働



者を有する工業地にあつては、一層關心せざるを得ぬ。暴民の一団は村役場に殺到し、盛んに威嚇を掲げて不穩の行動に移らんとした。時の村長永井圓次郎出でてこれに対応し、まずもって一同を屋外の広場に集め岩村警察署長立会いの下に於いて、おもむろに口を開いて曰く、抑々文明の今日、法治を重んじる時にかかる非合法的の暴挙は何事ぞ、若し一歩誤れば、実に由々しき大事を惹起（じゃっき…事件・問題などをひきおこすこと）すべく、米価騰貴をもっていたずらに村役場に逼る（せまる）も、何ら村役場に於いて正じたる問題ではない。真に救済を望むというならば、それはまた別問題に属する。すべからく適当な委員を挙げて懇談せられたい。当局に於いてもこの場合、十分考慮を払うに吝か（やぶさか）でないと、時に米穀廉売の用意ある事を論したので無事解散、一人の違反をもみななかった。村長は率先して救済金を募集し、約 2,600 余円を得たので、助役以下の吏員を使って廉売を行い約 3 カ月余りで平穩状態に復した。』

園次郎の頭には慶応の明智騒動の際の父、永井九郎衛門への厳刑が頭をよぎったことだろう。法を犯しての騒動は、たとえそれが民・百姓のためであっても、時の権力者により優秀な人材を失うことがある、ということを肝に銘じての行動であったのであろう。

明智・瑞浪間の旅客輸送、瑞浪への物資輸送（恵南索道会社）にも彼の功績をみることができる。（後述）

晩年、家族が東京在住の為に東京に移り住むことになった彼は、昭和 9 年に「陶町史」

を自費出版している。その序文には次のように書いている。

「我が陶町は最近著しい発展を示し『絶えず陶煙はもうもうと渦巻き、曇りや黄金の雨が降る』と言われる。……昭和9年秋 園州居士」

我が陶町には煙突が乱立し、各煙突からはもうもうと煙が上がっている。まるで曇っているようだが、この雲（煙）が我が町にたくさんのお金をもたらしてくれる。という意味であろう。



上記の写真は、太平洋戦争後間もない頃の猿爪の写真（旭町より猿爪中心部を臨む）だが、園州が陶を去る昭和9年もこんな感じだったのでは…と思います。今なら公害で褒められたもんでありませんが。

また、彼は郷土の戦国武将明智光秀の研究家としても知られていて、著書「明智光秀」をほぼ完成させていたが願いかなわず他界してしまった。その意を継いだ遺族により「明智光秀」が東京閣より出版されている。